

令和2年5月26日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

保育施設再開に当たっての考え方並びにお願い（令和2年5月26日）

国は、5月25日に首都圏の1都3県に対する緊急事態宣言を解除すると発表しました。これを受けて杉並区では、4月9日（木曜日）から臨時休園していた区内の保育施設について、6月1日（月曜日）から臨時休園を解除いたしますが、感染拡大防止の観点から6月末までの登園の自粛をお願いすることを決定しました。

今後、保育施設を再開するにあたり、出来る限りの感染症対策を行い、園児の健康管理に努めてまいります。決して感染のリスクが無くなるわけではありません。

そこで、保育施設再開に当たっての区の考え方並びに保護者の皆様へのお願いについてお知らせいたします。引き続き、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

記

1 再開する理由

区内の新型コロナウイルスの感染者数は3月19日を境に増加し、区が保育施設等の臨時休園を決定した4月8日には、一日の新規感染者数としては、これまでの最高となる18人にまで拡大していました。その後も感染者数は増加し続け、区内の累計感染者数は3月末時点の29人から4月末時点では226人に急増しました。

5月に入ってから感染者数は増加しましたが、4月に比べると伸びは鈍化し、5月24日現在の累計感染者数は256人、先週の新規感染者数は2人となっています（区公式ホームページ「区内発生情報」）。都内では現在も新規感染者が発生しており、決して楽観視できる状況ではありませんが、緊急事態宣言発令の効果が出ているものと推察されます。

4月9日以降、臨時休園を実施した結果、登園している児童数は平均1割程度と大幅に減少し、園内の密になっている状況が解消され、この間、幸いにも園児や職員からの感染者はなく、園内の集団感染を防ぐことができました。長期間にわたる保護者の皆様の多大なるご協力に心から感謝申し上げます。

緊急事態宣言が解除されることが決定し、多くの方が就労等の理由から保育園等への預け入れを必要とする状況になることが想定されます。区としましても、そうした保護者の皆様のニーズに応える責務があると認識しています。

しかしながら、その一方で、園の環境は感染症に対し、決して安全な環境とは言えません。感染リスクが無くなっていない状況の中では、依然として、いつ集団感染が起こっても不思議ではない状況です。また、こうした中での開園に不安を抱く方の声も多く届いています。

以上のことから、区として、今後は感染症の拡大を出来る限り押さえつつ、保護者の皆様の就労等の支援を行っていくため、引き続き保護者の皆様に登園の自粛をお願いした上で、保育施設を再開することといたしました。

2 再開に当たって（お願い）

保育施設での生活は、ご家庭で病気にかかった方がいると家族の中で感染するように、常に感染症が広がるリスクがあります。特に初めて保育園等に入園した子どもたちは、発熱や下痢など感染症にかかる機会が多くなります。また、これまで保育園等で過ごしてきた子どもにとっても久しぶりの集団生活ですので、同様のことが起こり得ます。

臨時休園期間中は、保護者の皆様のご協力により、ご自宅で過ごしていただいたおかげで新型コロナウイルス感染症のリスクを抑えることが出来ました。緊急事態宣言の解除に伴い、臨時休園は解除いたしますが、今後も密な環境を少しでも避けられるよう、登園自粛期間中のお願いをまとめましたので、ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

○登園自粛期間中のお願い

①保護者の皆様へのお願い

- ・保育時間を出来る限り短くしてください。
例：家庭内で出勤時間の遅い方と登園し、早い帰宅の方と降園する。
慣れ保育期間は兄弟姉妹と一緒に降園する等。
- ・登園日数を出来る限り抑えるようにしてください。
例：平常時と同様にご家族の誰かが休暇の時は休む、週3日勤務の方は、就労日のみ登園する等。
- ・保育施設での生活のスタートを徐々に始められるようにしてください。
例：月末に勤務開始となる場合は慣れ保育を中旬以降に開始する等。

②在宅勤務の方へのお願い

- ・在宅勤務の方で保育を希望される場合は園での受入れを行います。なるべく必要な時間のみ登園し、お子さんの保育がご家庭で出来る時間はご家庭での保育にご協力をお願いします。

③育児休業中の方へのお願い

- ・育児休業の方につきましては、基本的にご家庭でお子さんを保育することが出来る環境ですので、引き続き家庭での保育をお願いします。

育児休業中の方や、在宅勤務の方で登園の自粛をお願いしているご家庭であっても、幼児クラス（3、4、5歳児クラス）のお子さんにつきましては、幼児期の学びの機会を保障する観点から密な環境を避けることを前提に登園の機会を提供してまいります。

登園につきましては、各保育園より提示します分散登園、保育時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この登園については、感染リスクの懸念からご家庭の判断で自粛することができます。その場合は、事前に各園にご連絡ください。

3 園内感染が発生した場合に起こること

園児に感染症が判明した場合や職員に感染が判明または濃厚接触者と特定された場合は、施設の全部を完全に休園する場合があります。休園期間については、管轄の保健所との協議の上決定します。

また、園児が濃厚接触者と特定された場合や保護者の方に感染が判明した場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から14日間は登園を避け、自宅待機するよう要請します。

園にいた職員や園児に感染症が判明すると、一緒にいた多くの子ども達も感染の疑いがあるため、他園等で受入れることもできません。

4 登園に当たって

- ・ 毎朝の検温は引き続きお願いいたします。
発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え自宅で休養を取り体調が回復してから登園してください。また、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。
- ・ お子さんの体調に変化がある場合は、連絡ノートに記載するだけでなく、口頭で職員にお伝えください。
- ・ ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合及び検査結果を在園の施設職員にお知らせください。
- ・ 保護者に咳や発熱等の症状がある場合の送迎は行わないでください。
- ・ 緊急の連絡をする場合がありますので、勤務先の職場を離れる時は在園の施設に連絡先をお伝えください。
- ・ 送迎の際には、マスクの着用をお願いいたします。
- ・ 施設内に入る時は、玄関等に置いてある手指消毒をご使用ください。
- ・ 帰宅後は、手洗い・うがいを行ってください。

5 今後の園での保育について

再開後、各園では、密をなるべく避けるとともに、保育環境の見直しも行っていきます（例：午睡の場所を変更する。食事の場所を変更する。登降園の流れを見直す。密になりがちな夏のプール遊びやその他行事の中止・内容の変更等）。今後の保育については、各園が子どもの成長発達に必要な機会を保障しつつ、感染拡大防止に向けて、保護者の皆様とのコミュニケーションを図りながら、最大限の配慮をさせていただきます。

これからも、園児たちが心も身体も健やかに育つことを一番大切にしながら、保育運営に努めてまいります。

6 むすびに

感染症に関する不安が拭えない中、各園では、これからも、子どもへ感染させない、職員も自身が感染しないように緊張感を持って日々保育をさせていただきますが、そのためにはご家庭の協力が欠かせません。登園の自粛について、引き続きご理解・ご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

保護者の勤務先の事業主様へ（お願い）

国の緊急事態宣言が解除されたことによって、杉並区の保育施設の臨時休園は解除となります。出勤され子どもを預ける保護者が増えると、保育施設が密の状態になり感染のリスクが高まります。施設内での感染症防止のため、保育施設が密の状態にならないよう保護者の皆様には、引き続き登園の自粛をお願いしています。

従業員の方のお子さんやご家族を感染から守るために、事業主様のご協力は不可欠です。従業員の方の育児休業の延長や在宅勤務等への配慮を引き続きお願いいたします。